

令和 8 年 9 月 30 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課私学共済室

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令」について、令和 8 年 8 月 20 日から令和 8 年 9 月 19 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 1 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	本件「私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（案）」につきまして、制度の妥当性を検証するための成果目標およびKPI（重要業績評価指標）が資料中に示されていない点、並びに行政手続法第39条第2項との関係について、以下のとおり意見を申し上げます。 今回の政令案は、私立学校教職員共済制度の施行令を一部改正するものですが、現行資料には「なぜ今改正が必要なのか」「改正によって制度運用がどう改善されるのか」「教職員の生活や事務負担がどう変わるのか」「その効果をどのように測るのか」について、定量的な成果指標やKPIが示されておられません。共済制度は教職員の生活保障に直結するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、制度改正の効果を測るためのKPIは不可欠であると考えます。 そのため、以下のようなKPIを設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表することを求めます。 【必須と思われるKPIの例】 ・制度改正後の事務処理期間の短縮	貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。 本改正は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）において、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の改正が行われ、厚生年金保険及び健康保険における被保険者の範囲が拡大され、そのことに伴う経過措置が設けられたことを受け、同じ被用者保険である私立学校教職員共済制度においても、制度の公平性の観点から、厚生年金保険及び健康保険と同様に私立学校教職員共済制度の加入者の範囲の拡大を行い、そのことに伴う経過措置を設けるものでございます。具体的には、次の改正を行います。 ①月額報酬8．8万円未満の短時間労働者を加入者とし不要要件を撤廃します。 ②短時間労働者を加入者としなければならない学校法人等を、50人を超える学校法人等と定めているところ、令和17年10月1日までに段階的に引き下げ、全ての学校法人等とします。 ③加入者の適用拡大に伴い、当分の間、新たに加入者となった短時間労働者及び学校法人等に対して、掛金負担軽減等の経過措

	度（申請から決定までの日数） ・ 共済組合への問い合わせ件数の推移（制度変更による混乱の有無） ・ 教職員の制度理解度（説明資料の分かりやすさに関するアンケート結果） ・ 制度変更による不利益発生件数（誤処理・誤案内など） ・ 制度運用の安定度（トラブル件数・再処理件数の推移） 【これらのKPIを算出するためのデータと収集主体】 ・ 事務処理期間：共済組合が処理日数を記録し、文部科学省が集計 ・ 問い合わせ件数：共済組合・学校法人が問い合わせ件数を報告し、文科省が統合 ・ 制度理解度：文科省が教職員向けアンケートを実施し、結果を公表 ・ 不利益発生件数：共済組合が誤処理・再処理件数を記録し、文科省が集計 ・ 制度運用の安定度：共済組合がトラブル件数を報告し、文科省が統合 これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストを必要としない範囲で実施できると考えます。 次に、行政手続法第39条第2項との関係について申し上げます。同条項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名と根拠条項が明示されていること」を求め	置を設けます。 御指摘いただいた制度改正の効果検証や、分かりやすい説明の必要性に関する御意見については、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。また、制度改正の趣旨や内容については、適切な周知に努めてまいります。
--	---	---

	ています。本件資料は、題名と根拠条項自体は形式的には示されていますが、一般の利用者が読んだときに「具体的かつ明確な内容」と言えるほど、改正理由や改正後の影響が分かりやすく説明されているとは言い難い構成になっています。 行政官の皆様におかれましては、これは個々の職員の責任というよりも、行政文書が専門化しすぎて利用者目線の説明が不足している構造的な問題だと理解していただきたいです。国民にとって分かりやすい行政を実現するためには、命令等の案を作成する段階で、専門家だけでなく一般市民が読んでも理解できるレベルまで噛み砕いた説明を付することが不可欠です。「自分たちの説明は国民にとって本当に分かりやすいものになっているか」を常に問い直し、必要であれば説明改善の体制を強化していただきたいと思います。 なお、本案件には成果目標およびKPIが設定されていないため、以下の文言を付記することが適切と考えます。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準	
--	--	--

	値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたKPIは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標やKPI”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られるようにバランスを考えて制度設計するようお願いします。」 以上の理由から、本政令案にはEBPMの観点から最低限の成果指標とKPIの設定、そして行政手続法第39条第2項が求める「具体的かつ明確な内容」の水準を満たすための説明改善が必要であると考えます。	
--	---	--